

1 策定の趣旨

平成18年(2006年)12月に改正された教育基本法において、新しい教育の基本理念が掲げられるとともに、国と地方公共団体の役割分担と責任に関わる内容が示され、地方公共団体においても地域の実情に応じた教育の振興のための基本計画策定に努めることが求められています。

国では、「第2期教育振興基本計画」で掲げた「自立」、「協働」、「創造」を継承しつつ、人生100年時代の到来や超スマート社会(Society5.0)の到来を見据え、2030年以降の社会を展望した教育施策の重点事項として5つの基本的方針を掲げた「第3期教育振興基本計画」を平成30年度(2018年度)に策定しました。

県においても、平成25年(2013年)10月に策定した「山口県教育振興基本計画」に続く「山口県教育振興基本計画(2018年度～2022年度)」を平成30年(2018年)10月に策定し、「生きる力」の育成をめざした前計画の教育目標「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」を引き継ぎ、山口県の特色ある教育の推進に取り組んでいます。

本市では、平成25年(2013年)7月に令和3年度(2021年度)までを計画期間とする「宇部市教育振興基本計画」を策定しました。平成28年(2016年)には一部改正を行った上で、同計画を「宇部市教育大綱」として位置付け、「夢・絆・志 ふるさとを愛し、未来を拓く人づくり」の基本理念のもと、4つの基本目標を掲げて、「第四次宇部市総合計画」や「宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」など本市の他の計画と整合性を図りながら、本市の実情に即した教育施策の推進に取り組んできました。

しかし、前計画策定から9年が経過した今、社会情勢は目まぐるしい変化を続け、教育における課題もまた変容し、多様化してきています。

このような状況の中、前計画で推進してきた取組の成果を踏まえながら、時代の変化に対応した、本市の教育施策の根幹となる「第2期宇部市教育振興基本計画」を策定し、本市の教育がめざす基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにすることで、より一層の教育施策の推進を図るものです。

教育基本法(抜粋)

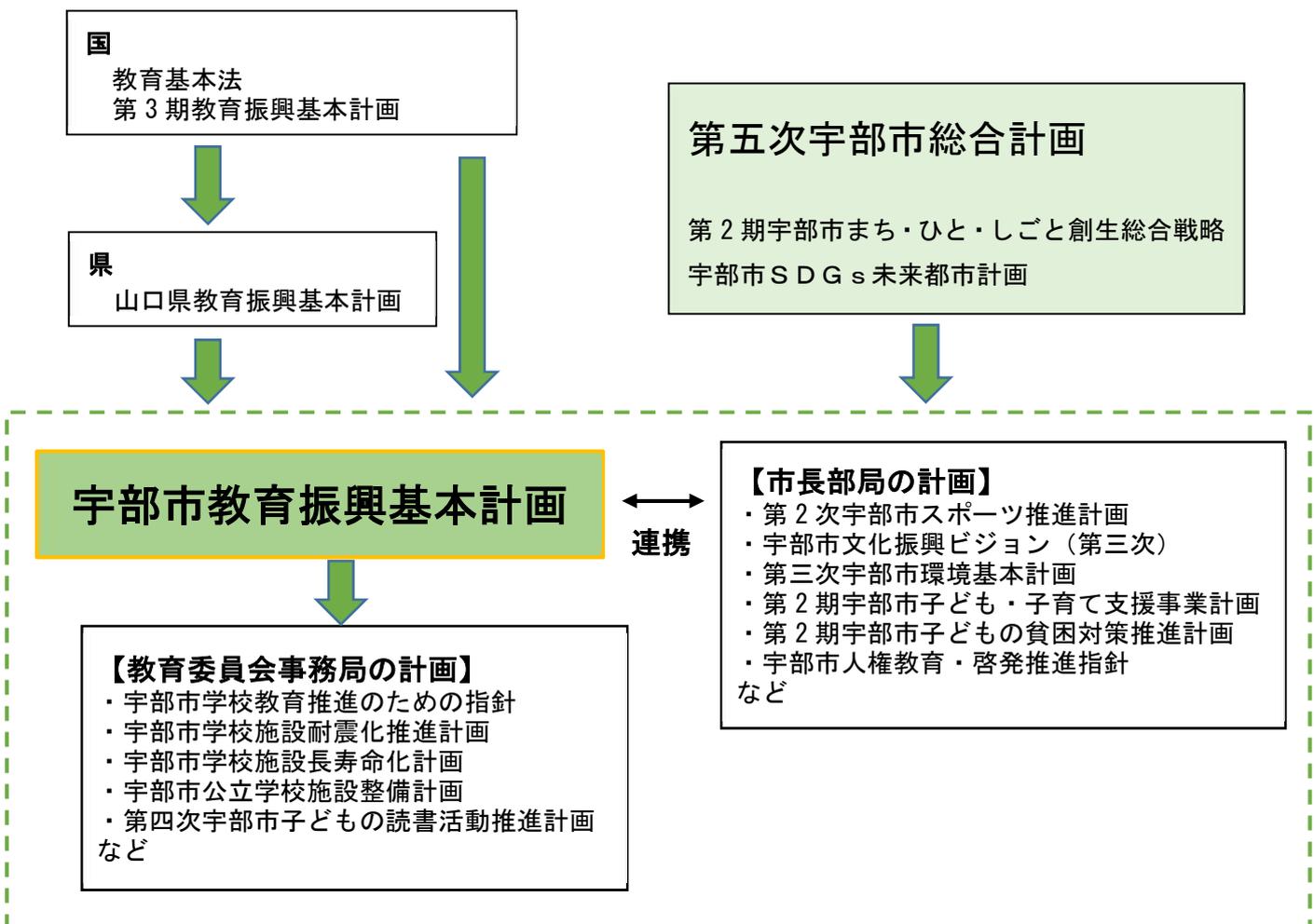
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市の教育がめざす基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにするものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けます。



3 計画の範囲

本計画は、原則、本市教育委員会が所管する施策の範囲としていますが、スポーツに関する事務や芸術文化の振興に関する事務など、市長部局が所管する関連施策についても、必要に応じて取り入れています。

4 計画の期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

